

第65回 定時株主総会 招集ご通知

株主総会にご出席いただけない場合

郵送またはインターネットにより
議決権を行使していただきますよう
お願い申し上げます。



議決権
行使期限

2020年6月24日（水曜日）
午後5時15分 到着または入力分まで

<新型コロナウイルス感染防止への対応について>

新型コロナウイルスの感染拡大が続いています。株主の皆様におかれましては、議決権の行使は可能な限り、書面やインターネットによる事前行使をお願い申し上げます。
なお、当日の来場に関しては、感染の回避のため自業をご検討願います。

開催情報

日時

2020年6月25日（木曜日）
午前10時

場所

大阪市中央区南船場二丁目12番22号
TKPガーデンシティ心齋橋南船場
2階「バンケット」

（末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。）

会場が変わりましたので、ご注意ください。

決議事項

第1号議案 取締役10名選任の件

第2号議案 監査役補欠者1名選任の件



株 主 各 位

大阪府中央区南船場二丁目3番2号
東洋シヤッター株式会社
代表取締役社長 岡 田 敏 夫

第65回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第65回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【郵送による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月24日（水曜日）午後5時15分までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、2020年6月24日（水曜日）午後5時15分までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、4頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月25日（木曜日）午前10時

2. 場 所 大阪府中央区南船場二丁目12番22号
TKPガーデンシティ心齋橋南船場 2階「バンケット」

本総会の開催場所は前年とは異なりますので、末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。

3. 目的事項

- 報告事項
- 第65期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第65期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役10名選任の件
第2号議案 監査役補欠者1名選任の件

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 次の事項につきましては、法令ならびに当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.toyo-shutter.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。
 - ①連結株主資本等変動計算書
 - ②連結計算書類の連結注記表
 - ③株主資本等変動計算書
 - ④計算書類の個別注記表従いまして、本招集ご通知の添付書類は、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。
3. 株主総会参考書類及び事業報告、連結計算書類、計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

新型コロナウイルスの感染リスク軽減のため、本年は株主総会ご出席の株主様へのお土産の配付は、中止させていただきます。ご理解いただきますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

新型コロナウイルスによる感染症が流行しておりますので、株主総会へのご出席に際しては、株主様のご健康状態を踏まえたご対応をお願い申し上げます。特に、感染による影響が大きいとされるご高齢や基礎疾患のある株主様、妊娠中の株主様におかれましては、慎重なご判断をお願いします。

また、株主様におかれましては、議決権の行使について、郵送やインターネットのご利用も、ぜひご検討いただきますようお願い申し上げます。

郵送による議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

2020年6月24日（水曜日） 午後5時15分到着分まで

インターネットによる議決権行使の場合



インターネットにより議決権を行使していただけます。詳しくは次頁をご覧ください。

行使期限

2020年6月24日（水曜日） 午後5時15分入力分まで

株主総会にご出席いただける場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時

2020年6月25日（木曜日） 午前10時

インターネットによる議決権行使のご案内

1. インターネットによる議決権行使について

- (1) 書面による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」(下記URL)にて議決権を行使可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従って入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- (2) 行使期限は2020年6月24日(水曜日)午後5時15分までであり、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- (4) パスワード(株主様に変更されたものを含みます。)は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (5) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。
(ご注意)
- ・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを弊社よりお尋ねすることはございません。
 - ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内にしたがって手続きください。
 - ・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

2. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である みずほ信託銀行 証券代行部(以下)までお問い合わせください。

- (1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先
フリーダイヤル 0120-768-524 (平日 9:00~21:00)
- (2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
フリーダイヤル 0120-288-324 (平日 9:00~17:00)

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役10名選任の件

本総会の終結の時をもって取締役全員（10名）は任期満了となります。つきましては、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	取締役会出席状況
1	おか だ とし お 岡 田 敏 夫 <input type="checkbox"/> 再任	代表取締役社長兼執行役員社長、全般統括	9回／9回 (100%)
2	の むら ひろし 能 村 宏 <input type="checkbox"/> 再任	代表取締役専務兼専務執行役員、全般統括兼営業担当	9回／9回 (100%)
3	いわ た しず お 岩 田 静 夫 <input type="checkbox"/> 再任	取締役兼常務執行役員、技術・購買担当兼商品企画統括部長	9回／9回 (100%)
4	やま もと たけ ひこ 山 本 毅 彦 <input type="checkbox"/> 再任	取締役兼常務執行役員、生産部門担当	9回／9回 (100%)
5	むら なか まさ と 村 中 正 人 <input type="checkbox"/> 再任	取締役兼常務執行役員、営業推進兼市場開拓担当	9回／9回 (100%)
6	わき がわ かず のり 脇 川 和 則 <input type="checkbox"/> 再任	取締役兼常務執行役員、業務企画担当	6回／6回 (100%) ※
7	た ばた かつ し 田 畑 勝 志 <input type="checkbox"/> 再任	取締役兼常務執行役員、営業部門担当	6回／6回 (100%) ※
8	ほり い まさ ひろ 堀 井 昌 弘 <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 独立社外	取締役	9回／9回 (100%)
9	マーチン・ハーマン <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外	取締役	8回／9回 (88.9%)
10	みず の く み こ 水 野 久 美 子 <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 独立社外	取締役	8回／9回 (88.9%)

※ 脇川和則氏及び田畑勝志氏の出席状況は、2019年6月20日の取締役就任以降の出席状況です。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
1	<div data-bbox="314 187 414 228" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">再任</div>  <p data-bbox="243 485 485 560">おかだとしお 岡田敏夫 (1962年11月4日生)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="243 591 429 616">・ 在任年数 23年 <li data-bbox="243 618 474 671">・ 所有する当社株数 31,100株 	<p data-bbox="511 175 1064 201">1986年 4月 川鉄商事(株) (現 J F E 商事(株)) 入社</p> <p data-bbox="511 208 777 234">1991年 4月 当社入社</p> <p data-bbox="511 241 867 267">1994年10月 当社営業企画室長</p> <p data-bbox="511 275 898 300">1997年 6月 当社取締役企画室長</p> <p data-bbox="511 308 1109 334">1999年 4月 当社取締役管理本部副本部長兼企画室長</p> <p data-bbox="511 341 1034 367">2000年 4月 当社取締役総務部担当兼企画室長</p> <p data-bbox="511 374 1276 400">2001年 6月 当社取締役生産事業部、総務部、経理部担当兼企画室長</p> <p data-bbox="511 408 1321 433">2002年10月 当社常務取締役東日本地区事業部担当兼関東ビル建事業部長</p> <p data-bbox="511 441 988 467">2003年 4月 当社常務取締役東京本社統括</p> <p data-bbox="511 474 1321 500">2007年 4月 当社取締役兼常務執行役員企画管理本部長兼新規事業開発部長</p> <p data-bbox="511 508 1185 560">2008年 4月 当社取締役兼常務執行役員企画管理本部管掌兼 企画管理本部長兼新規事業開発部長</p> <p data-bbox="511 568 1200 594">2009年 4月 当社常務取締役兼常務執行役員業務企画統括部長</p> <p data-bbox="511 601 1185 654">2010年 4月 当社代表取締役社長兼執行役員社長、全般統括 現在に至る</p> <p data-bbox="243 684 1351 867"> 【取締役候補者とした理由】 岡田敏夫氏は、1991年入社以来、営業企画、管理、生産等経営全般に従事し、1997年6月から取締役に就任しており、2010年4月から代表取締役社長を務めており、強いリーダーシップを発揮し中期経営計画の実行を牽引しております。 よって、当社における経営全般及び管理運営業務に関する相当な知見を有している人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。 </p>

候補者番号	ふ り が な 氏 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
2	<div data-bbox="314 175 409 213" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">再任</div>  <div data-bbox="246 470 488 508" style="text-align: center;">の むら ひろし 能 村 宏</div> <div data-bbox="246 515 477 553" style="text-align: center;">(1962年7月6日生)</div> <ul style="list-style-type: none"> ・在任年数 5年 ・所有する当社株式数 5,200株 	<p>1986年4月 (株)第一勧業銀行(現みずほ銀行) 入行 2014年4月 当社執行役員、事業統括部副統括部長 2014年10月 当社執行役員、事業統括部副統括部長兼事業戦略室長 2015年4月 当社常務執行役員、業務企画統括部長兼事業戦略室長 2015年6月 当社取締役兼常務執行役員、業務企画統括部長兼事業戦略室長 2016年10月 当社取締役兼常務執行役員、業務企画統括部長、事業戦略室担当 2017年4月 当社取締役兼常務執行役員、業務企画統括部長 2018年4月 当社取締役兼常務執行役員、ユニット副総括兼営業推進担当 2019年4月 当社専務取締役兼専務執行役員、営業推進担当 2019年6月 当社代表取締役専務兼専務執行役員、全般統括、営業推進担当 2020年4月 当社代表取締役専務兼専務執行役員、全般統括兼営業担当 現在に至る</p>
<p>【取締役候補者とした理由】 能村宏氏は、金融機関における20年以上の経験に加え、2014年4月入社以来、執行役員に就任し営業を担当しており、2015年6月には取締役役に就任し、業務企画や事業戦略を担当しております。加えて2019年6月からは代表取締役専務として営業推進のみならず、経営全般においても高い知見と行動力を発揮しております。 よって、当社の経営全般や営業推進に関する相当な知見を有している人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>		


候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
3	<p style="text-align: center;">再任</p>  <p style="text-align: center;">岩 田 静 夫 (1958年2月4日生)</p> <p>・在任年数 5年 ・所有する当社株式数 15,400株</p>	<p>1980年 4 月 当社入社 2004年 6 月 当社経営企画室長 2006年 4 月 当社経営企画部長 2010年 4 月 当社総務部長 2013年 4 月 当社業務企画統括部副統括部長兼設計工務部長 2014年 4 月 当社執行役員、商品企画統括部長 2015年 4 月 当社常務執行役員、商品企画統括部長 2015年 6 月 当社取締役兼常務執行役員、商品企画統括部長 2017年 4 月 当社取締役兼常務執行役員、商品企画統括部長兼技術部長 2019年 4 月 当社取締役兼常務執行役員、商品企画統括部長 2020年 4 月 当社取締役兼常務執行役員、技術・購買担当兼商品企画統括部長 現在に至る</p>
<p>【取締役候補者とした理由】 岩田静夫氏は、1980年入社以来、設計、生産、経営企画、設計工務等の業務に従事し、2014年4月に執行役員に就任しており、2015年6月には取締役に就任し、購買・技術を担当しております。よって、当社の製品開発に関する相当な知見を有している人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>		


候補者番号	ふ り が な 氏 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
4	<div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">再任</div>  <p style="text-align: center;">やま もと たけ ひこ 山 本 毅 彦 (1959年1月20日生)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在任年数 3年 ・所有する当社株式数 13,845株 	<p>1981年4月 当社入社 2003年12月 当社つくば工場長 2006年4月 当社奈良工場長 2010年9月 当社業務企画統括部副統括部長兼設計工務部長 2011年4月 当社コンプライアンス統括部長兼リスク管理部長兼業務監査部長 2012年4月 当社九州工場長 2014年4月 当社事業統括部副統括部長兼九州工場長 2016年4月 当社事業統括部西日本ユニット九州工場長 2016年10月 当社執行役員、事業統括部西日本ユニット九州工場長 2017年4月 当社常務執行役員、生産担当兼西日本ユニット九州工場長（全社生産総括） 2017年6月 当社取締役兼常務執行役員、生産担当兼西日本ユニット九州工場長（全社生産総括） 2019年4月 当社取締役兼常務執行役員、生産事業部長兼九州工場長 2020年4月 当社取締役兼常務執行役員、生産部門担当 現在に至る</p>
<p>【取締役候補者とした理由】 山本毅彦氏は、1981年入社以来、生産やコンプライアンス等の業務に従事し、2016年10月には執行役員、2017年4月には常務執行役員に就任し生産全般を担当しており、2017年6月には取締役に就任し、生産全般を総括しております。 よって、当社の生産全般に関する相当な知見を有している人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>		


候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
5	<div data-bbox="314 247 414 288" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">再任</div>  <p data-bbox="243 542 485 621">むらなかまさひと 村中 正人 (1959年1月19日生)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="243 651 424 677">・ 在任年数 2年 <li data-bbox="243 678 474 731">・ 所有する当社株式数 7,000株 	<p data-bbox="511 172 1348 424">1981年3月 (株)日本シャッター製作所入社 1987年10月 当社と(株)日本シャッター製作所が合併 2003年4月 当社神戸支店長 2006年4月 当社執行役員、メンテ営業ユニット部門長 2008年4月 当社執行役員、西日本営業ユニット長兼西日本営業推進部長 2010年4月 当社執行役員、西日本事業部長兼九州工場長 2012年4月 当社執行役員、事業統括部副統括部長兼九州支店長 2013年10月 当社執行役員、事業統括部副統括部長兼EM営業部長（ハーマン事業推進担当）</p> <p data-bbox="511 459 1348 550">2015年4月 当社執行役員、事業統括部EM営業部長兼事業戦略室部長 2017年4月 当社常務執行役員、営業推進統括部長兼東日本営業推進部長兼EM営業部長</p> <p data-bbox="511 556 1348 616">2018年4月 当社常務執行役員、ユニット副総括兼営業推進統括部長兼東日本営業推進部長兼市場開拓担当</p> <p data-bbox="511 622 1348 683">2018年6月 当社取締役兼常務執行役員、ユニット副総括兼営業推進統括部長兼東日本営業推進部長兼市場開拓担当</p> <p data-bbox="511 689 1348 749">2019年4月 当社取締役兼常務執行役員、営業推進統括部長兼東日本営業推進部長兼市場開拓担当</p> <p data-bbox="511 756 1348 805">2020年4月 当社取締役兼常務執行役員、営業推進兼市場開拓担当 現在に至る</p>
<p data-bbox="243 814 1348 987">【取締役候補者とした理由】 村中正人氏は、1981年入社以来、営業やメンテナンス、事業戦略等の業務に従事し、2006年4月には執行役員、2017年4月には常務執行役員に就任しております。また、2018年6月には取締役に就任し、営業推進全般を統括しております。 よって、当社の営業推進に関する相当な知見を有している人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>		

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
6	<div style="border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 0 auto; padding: 2px;">再任</div>  <p style="text-align: center;">わき がわ かず のり 脇 川 和 則 (1963年6月29日生)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在任年数 1年 ・所有する当社株式数 1,800株 	<p>1986年4月 (株)第一勧業銀行(現(株)みずほ銀行) 入行 2013年2月 (株)エーデルワイス入社 2013年4月 同社 常務執行役員 2018年2月 当社入社 業務企画統括部担当部長 2018年4月 当社常務執行役員、業務企画統括部長兼事務管理部長 2019年4月 当社常務執行役員、業務企画統括部長 2019年6月 当社取締役兼常務執行役員、業務企画統括部長 2020年4月 当社取締役兼常務執行役員、業務企画担当 現在に至る</p> <p>【取締役候補者とした理由】 脇川和則氏は、金融機関における20年以上の経験に加え、当社以外の事業会社において企業経営に携わった経験もあり、2018年2月に当社入社後も新たな営業企画や生産計画、事業戦略等の業務に従事し、2019年6月には取締役役に就任し、製品の拡販に努めるなど企画業務を総括しております。よって、当社の企画業務に関する相当な知見を有している人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
7	<div data-bbox="314 170 409 208" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">再任</div>  <p data-bbox="246 465 485 545">田畑勝志 (1962年8月16日生)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="238 571 424 598">・在任年数 1年 <li data-bbox="238 601 474 654">・所有する当社株式数 2,900株 	<p data-bbox="511 170 1316 515"> 1985年4月 当社入社 2011年4月 当社京都支店長 2013年4月 当社奈良工場長 2014年4月 当社事業統括部、営業部長（営業戦略強化担当） 2016年4月 当社関西ユニット長兼大阪支店長 2017年4月 当社執行役員、関西ユニット長 2018年4月 当社上席執行役員、関西ユニット長 2019年4月 当社常務執行役員、東日本・関西・西日本・EM担当 2019年6月 当社取締役兼常務執行役員、東日本・関西・西日本・EM担当 2020年4月 当社取締役兼常務執行役員、営業部門担当 現在に至る </p> <p data-bbox="246 659 1347 802"> 【取締役候補者とした理由】 田畑勝志氏は、1985年入社以来、営業部門や生産部門等の業務に従事し、2017年4月には執行役員、2018年4月には上席執行役員、2019年6月には取締役に就任し、営業活動全般を統括しております。よって、当社の営業活動に関する相当な知見を有している人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。 </p>

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
8	<div data-bbox="269 178 344 208" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div> <div data-bbox="370 178 465 208" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立社外</div>  <p data-bbox="246 470 485 508">ほり い ま さ ひろ 堀 井 昌 弘</p> <p data-bbox="246 520 480 550">(1958年1月13日生)</p> <ul data-bbox="238 576 474 656" style="list-style-type: none"> ・在任年数 8年 ・所有する当社株式数 0株 	<p data-bbox="511 172 798 198">1990年 4月 弁護士登録</p> <p data-bbox="511 205 988 263">2000年 1月 さくら法律事務所代表弁護士 現在に至る</p> <p data-bbox="511 270 919 328">2003年 6月 岩谷産業(株)社外監査役 現在に至る</p> <p data-bbox="511 335 798 393">2012年 6月 当社取締役 現在に至る</p>
<p data-bbox="254 662 586 687">【社外取締役候補者とした理由】</p> <p data-bbox="238 689 1348 813">堀井昌弘氏は、弁護士としての豊かな経験と優れた識見を活かし、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っていただくため、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>		
<p data-bbox="254 813 470 839">【独立性に係る事項】</p> <p data-bbox="238 840 1348 898">同氏の兼職先と当社との間には、取引等の利害関係は無く、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。</p> <p data-bbox="238 905 1348 963">よって、当社は、同氏を東京証券取引所が定める独立役員として届け出ております。同氏の再選が承認された場合、同届け出を継続する予定であります。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
9	<div style="display: flex; justify-content: space-around; border: 1px solid black; padding: 2px;"> 再任 社外 </div>  <p>マーチン・ハーマン (1965年3月5日生)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在任年数 5年 ・所有する当社株式数 0株 	<p>1995年 1月 ハーマン・フェアカウフスゲゼルシャフト（合）マネージングパートナー 現在に至る</p> <p>1998年 1月 ハーマン北京ドア・プロダクション(株)取締役会会長 現在に至る</p> <p>1998年 3月 ハーマン・ベタイリグングス(株)マネージングディレクター 現在に至る</p> <p>2015年 6月 当社取締役 現在に至る</p>
<p>【社外取締役候補者とした理由】 マーチン・ハーマン氏は、1995年のハーマン・フェアカウフスゲゼルシャフト（合）のマネージングパートナーを始め、ハーマン北京ドア・プロダクション(株)の取締役会会長に就任するなど、複数の海外企業経営者としての豊かな経験と優れた識見を当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っていただくため、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。</p>		

候補者番号	ふ り が な 氏 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
10	<div data-bbox="269 175 340 208" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div> <div data-bbox="370 175 465 208" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立社外</div> <div data-bbox="269 228 459 459" style="text-align: center;">  </div> <div data-bbox="243 470 485 545" style="text-align: center;"> みず の く み こ 水野 久美子 (1960年3月19日生) </div> <div data-bbox="238 576 474 659"> <ul style="list-style-type: none"> ・在任年数 5年 ・所有する当社株式数 0株 </div>	<div data-bbox="511 175 1230 359"> <p>1982年 4月 日本火災海上保険(株) (現損害保険ジャパン(株)) 入社</p> <p>1991年10月 青山監査法人入所</p> <p>1995年 5月 水野会計事務所所長 現在に至る</p> <p>2015年 6月 当社取締役 現在に至る</p> </div> <div data-bbox="243 662 1356 813" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>水野久美子氏は、公認会計士としての豊かな経験と優れた識見を当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っていただくため、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお同氏は、会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p> </div> <div data-bbox="243 816 1356 961" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【独立性に係る事項】</p> <p>同氏の兼職先と当社との間には、取引等の利害関係は無く、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。</p> <p>よって、当社は、同氏を東京証券取引所が定める独立役員として届け出ております。同氏の再選が承認された場合、同届け出を継続する予定であります。</p> </div>

- (注) 1.各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2.社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。

社外取締役候補者との責任限定契約について

当社は社外取締役として有用な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款で定めております。社外取締役候補者堀井昌弘氏及びマーチン・ハーマン氏並びに水野久美子氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しており、同氏らが再選された場合には、本契約を継続する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外取締役が任務を怠ったことよって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第2号議案 監査役補欠者1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ監査役補欠者1名の選任をお願いするものであります。

峯本耕治氏は社外監査役の補欠者として選任をお願いするものであります。

本議案提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

なお、候補者からは、法令に定める監査役の員数を欠く場合に、監査役に就任する旨の承諾を得ております。

監査役補欠者の候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">独立社外</div> </div>  <p>峯本 耕治 (1959年5月18日生)</p> <p>・所有する当社株式数 0株</p>	<p>1990年4月 弁護士登録 1990年4月 長野総合法律事務所入所 現在に至る 2011年6月 ㈱関西アーバン銀行（現㈱関西みらい銀行）社外監査役 現在に至る</p>
<p>【社外監査役補欠者候補とした理由】</p> <p>峯本耕治氏は、弁護士としての豊富な経験と優れた識見を当社の監査体制の強化に活かしていただくため、引き続き社外監査役補欠者として選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>	
<p>【独立性に係る事項】</p> <p>同氏の兼職先と当社との間には、取引等の利害関係は無く、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。</p> <p>よって、当社は、同氏の再選が承認され、同氏が社外監査役に就任した場合、東京証券取引所が定める独立役員として、同取引所に届け出を行う予定であります。</p>	

(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 社外監査役補欠者候補に関する特記事項は以下のとおりであります。

社外監査役補欠者候補との責任限定契約について

当社は社外監査役として有用な人材を迎えることができるよう、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款で定めており、社外監査役補欠者候補である峯本耕治氏が、監査役が法令に定める員数を欠くことになり就任することとなった場合は、当社との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

以 上

【ご参考】

社外役員の独立性基準

当社では社外役員（社外取締役及び社外監査役）の独立性基準として、東京証券取引所が定める独立性に関する判断基準（「上場管理等に関するガイドライン」）に加え、監督機能を発揮するために高い専門性と豊富な経験を有していることを独立性の判断基準とします。

但し、ガイドライン上の、①当社を主要な取引先とする者、②当社の主要な取引先である者、③役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタントの定義は下記の通りであり、いずれの項目にも該当しない社外役員を、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立社外役員と判断します。

- ①当社を主要な取引先とする者とは取引先の年間連結売上高の2%以上であること
- ②当社の主要な取引先である者とは当社の年間連結売上高の2%以上の取引がある、または年間連結総資産の2%以上の融資を当社に行っている者であること
- ③役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているとは、当社から弁護士・公認会計士・税理士等コンサルタントとして取締役・監査役報酬以外に年間1,000万円以上の報酬を支払っている者、または恒常的に顧問契約を締結している者であること

以 上

添付書類

事業報告 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1)事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や、個人消費の緩やかな回復により引き続き企業業績の改善が進んで参りました。しかしながら米中貿易摩擦などにより世界景気の減速懸念が高まると共に、当連結会計年度の終盤に発生した新型コロナウイルス感染症の影響により、今後についても予断を許さない状況となっております。

一方、当シャッター業界を取り巻く環境につきましては、国内の民間設備投資として首都圏の旺盛な再開発案件、各地区で着工が相次ぐ大型物流施設などを中心に堅調に推移いたしました。しかしながらシャッター需要全体が増加しない中、計画案件の都市部集中化と大型化により販売面では引き続き厳しい受注競争が継続いたしました。

このような状況下、当社グループは、中期経営計画『BRUSH UP3』の2年目を迎える中、戦略的かつ積極的に受注量を確保すると同時に、受注済み案件の採算改善などの努力を着実に続けてまいりました。

その結果、当連結会計年度における受注高は前年同期比2.5%減の22,296百万円となり、売上高は前年同期比5.9%増の22,505百万円、営業利益は1,276百万円（前年同期比141百万円減少）、経常利益は1,215百万円（前年同期比166百万円減少）、親会社株主に帰属する当期純利益は788百万円（前年同期比718百万円増加）となりました。

(2)資金調達の状況及び設備投資の状況

当連結会計年度中における設備投資は、総額219百万円であり、その主なものは、設備の更新であり、自己資金とリースにより調達しております。

(3)対処すべき課題

[中期的な経営戦略]

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルスの感染拡大が続いており、収束の時期や、感染拡大が経済に及ぼす影響が現時点では見通せないため、先行きは非常に不透明感の強い状況にあります。

国内建築需要につきましても、民間設備投資需要に相応の底堅さはあるものの、新型コロナウイルス感染拡大に伴う建築工事の中断、延期、中止、そして企業収益の急激な悪化に伴う設備投資の冷え込みにより、今後の建築計画の見直し等が発生する可能性が高く、シャッター・ドア業界に与える影響も大きいと判断しております。

このような中、当社グループといたしましては、中期経営計画『BRUSH UP3』の最終年度を迎えるに当たり、目標達成に向け全社一丸となって邁進するとともに、多様化する顧客ニーズに対応できる商品開発とサービスの更なる改善・強化によって企業品質の向上を実現してまいります。

株主各位におかれましては、今後ともなお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

[経営理念]

私たちは企業品質の向上を目指し、安全・安心・快適・感動を提供するとともに社会の進歩発展に貢献します。

[経営ビジョン]

- ・ 環境に応じたスタイルを追求し、行動力・スピード・稼ぐ力を全員で磨きます。
- ・ 商品開発・ものづくり改革に挑み、主力事業の完成度を高め、お客様との絆を深めます。
- ・ 新たな出会いや新しい分野への挑戦を目指し、次世代に繋がる収益基盤を構築します。
- ・ 社員や共に働く人々は日々成長を志し、新しい自分と出会えるよう自己研鑽に励みます。

[中期経営計画骨子]

中期経営計画期間において、企業価値の一層の向上を目指し、柔軟性と独自性をもって以下の重点施策を遂行し、収益力強化に取り組んでまいります。

- ・ コーポレートガバナンスを一層強化し、更なる内部統制の充実と意思伝達の迅速化を図ります。
- ・ 主力事業での売上増強策として、ラインナップの充実、既存販売網で拡販出来る商品開拓を行います。
- ・ 受注案件の採算管理を一層推し進め、稼ぐ力を磨くとともに、全社コストと時間管理の見直しにより収益力強化を図ります。
- ・ 自動化、省力化、効率化、多能化を実現するため、段階的投資を行い、生産体制と設計施工体制の強化に努めます。
- ・ メンテナンス事業は構築してきた基盤での保守点検契約の獲得に向けた動きを行います。
- ・ 人材育成については、適材適所の配置と最大パフォーマンスの発揮が出来る、個別の職務開発の実施、社員一人ひとりの成長に向けた自己研鑽に励む風土を醸成します。

(4) 財産及び損益の状況の推移

	2016年度 第62期	2017年度 第63期	2018年度 第64期	2019年度 第65期 (当連結会計年度)
受 注 高	18,752,161 千円	19,014,264 千円	22,863,239 千円	22,296,247 千円
売 上 高	17,820,007 千円	19,043,872 千円	21,251,877 千円	22,505,784 千円
経 常 利 益	709,332 千円	753,743 千円	1,382,023 千円	1,215,907 千円
親会社株主に帰属する 当期純利益	440,386 千円	490,219 千円	69,448 千円	788,093 千円
1株当たり当期純利益	69円46銭	77円33銭	10円96銭	124円36銭
総 資 産	16,589,715 千円	17,624,079 千円	18,041,301 千円	17,348,476 千円
純 資 産	5,789,058 千円	6,289,852 千円	6,215,506 千円	6,764,546 千円

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、親会社株主に帰属する当期純利益を期中平均株式数(除く自己株式数)で除して算出しております。

2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第64期の期首から適用しており、第63期に係る数値等については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値等となっております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況 (2020年3月31日現在)

①親会社

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
南東洋シャッター株式会社	千円 20,000	100 %	外 注 業 務 の 請 負

(6) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

各種シャッター及びその他の建築用建具・建材の製造・取付及び販売

防災・防犯機器の製造・取付及び販売

建築用金物・船舶用金物・装飾金物・家具厨房機器の製造及び販売

建築物の設備機器・資材・什器設備・消耗品の仕入・販売及び輸出入に関する業務

各種電気輸送機及び電気装置用機械器具ならびに材料の販売・据付及び修理

上記の保守業務

不動産の売買・賃貸借・仲介及び管理

工業所有権・著作権等の無体財産権・ノウハウ・システムエンジニアリング・その他ソフトウェア

の取得・貸与及び販売

上記に関連する業務

(7)主要な営業所及び工場（2020年3月31日現在）

本 社 大阪市
東京本社 東京都中央区
支 店 東京支店(東京都中央区)、東京ビル建支店(東京都中央区)、
名古屋支店(名古屋市)、京都支店(京都市)、大阪支店(大阪市)、
大阪ビル建支店(大阪市)、関西メンテサービス支店(大阪市)、
中四国支店(広島市)、九州支店(福岡県糟屋郡)
営 業 所 全国主要都市50ヶ所
工 場 つくば工場(茨城県稲敷市)、奈良工場(奈良県磯城郡)、
九州工場(鹿児島県始良市)
子 会 社 南東洋シャッター株式会社(鹿児島県始良市)

(8)従業員の状況（2020年3月31日現在）

①企業集団の従業員の状況

事業の部門等の名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
管 理 部 門	48名	—
営 業 部 門	372名	8名増
製 造 部 門	126名	7名増
合 計	546名	15名増

(注) 上記従業員数には嘱託従業員及びパート従業員（合計114名）は含んでおりません。

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
524名	13名増	42.3歳	16.5年

(注) 上記従業員数には嘱託従業員及びパート従業員（合計111名）は含んでおりません。

(9)主要な借入先（2020年3月31日現在）

借 入 先	借入金残高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,458,000 ^(千円)
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	490,000
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	466,000
株 式 会 社 り そ な 銀 行	260,000
株 式 会 社 池 田 泉 州 銀 行	100,840

2 会社の株式に関する事項（2020年3月31日現在）

(1)発行済株式の総数

①発行可能株式総数	普通株式	17,748,000株
②発行済株式の総数	普通株式（自己株式含む）	6,387,123株

(2)株主数	普通株式	3,772名
--------	------	--------

(3)上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
DEUTSCHE BANK AG FRANKFURT A/C HOERMANN BETEILIGUNGS GMBH	1,200,000株	18.9%
東洋シヤッター取引先持株会	770,880株	12.2%
東洋シヤッター従業員持株会	456,328株	7.2%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	389,900株	6.2%
株式会社みずほ銀行	313,374株	4.9%
下村正一	265,000株	4.2%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	205,600株	3.2%
愛知電機株式会社	125,444株	2.0%
日本生命保険相互会社	119,207株	1.9%
中央不動産株式会社	114,159株	1.8%

(注) 1. 上記持株数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	126,200株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	97,500株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口1）	56,500株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口2）	45,200株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口6）	39,000株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	25,500株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	205,600株

2. 上記、持株比率は自己株式（50,346株）を控除して計算しております。

(4)その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1)取締役及び監査役（2020年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	岡 田 敏 夫	執行役員社長、全般統括
代表取締役専務	能 村 宏	専務執行役員、全般統括、営業推進担当
取 締 役	岩 田 静 夫	常務執行役員、商品企画統括部長
取 締 役	山 本 毅 彦	常務執行役員、生産事業部長兼九州工場長
取 締 役	村 中 正 人	常務執行役員、営業推進統括部長兼東日本営業推進部長兼市場開拓担当
取 締 役	脇 川 和 則	常務執行役員、業務企画統括部長
取 締 役	田 畑 勝 志	常務執行役員、東日本・関西・西日本・EM担当
取 締 役	堀 井 昌 弘	弁護士、さくら法律事務所代表弁護士 岩谷産業（株）社外監査役
取 締 役	マーチン・ハーマン	ハーマン・ベタイリグングス（有）マネージングディレクター
取 締 役	水 野 久 美 子	公認会計士、水野会計事務所所長
常 勤 監 査 役	南 山 芳 毅	
常 勤 監 査 役	林 修 一	
監 査 役	津 田 尚 廣	弁護士、弁護士法人なにわ橋法律事務所代表社員 （株）PGSホーム社外監査役
監 査 役	嶋 田 薫	公認会計士、税理士、嶋田薫公認会計士税理士事務所所長

- (注) 1. 取締役堀井昌弘氏、マーチン・ハーマン氏及び水野久美子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、取締役堀井昌弘氏及び水野久美子氏は、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 監査役津田尚廣氏及び嶋田薫氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、監査役嶋田薫氏は東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員であります。
3. 監査役津田尚廣氏は、弁護士としての豊かな経験と優れた識見を有するものであります。
4. 監査役嶋田薫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は法令に定める監査役の数に欠けることになる場合に備え、監査役補欠者峯本耕治氏を選任しております。
6. 2019年6月20日開催の第64回定時株主総会終結の時をもって、丸山明雄氏及び金久史郎氏は任期満了により取締役を退任し、小田修氏及び堤昌彦氏は辞任により監査役を退任しております。

7. 取締役に関する人事異動を2020年4月1日付にて行っており、その内容は次のとおりであります。

異動後の会社における地位	氏名	異動後の会社における担当
代表取締役専務	能村 宏	専務執行役員、全般統括兼営業担当
取締役	岩田 静夫	常務執行役員、技術・購買担当兼商品企画統括部長
取締役	山本 毅彦	常務執行役員、生産部門担当
取締役	村中 正人	常務執行役員、営業推進兼市場開拓担当
取締役	脇川 和則	常務執行役員、業務企画担当
取締役	田畑 勝志	常務執行役員、営業部門担当

8. 当社は執行役員制度を採用しており、2020年3月31日現在の執行役員は次のとおりであります。

地位	氏名	担当
執行役員社長	岡田 敏夫	代表取締役社長、全般統括
専務執行役員	能村 宏	代表取締役専務、全般統括、営業推進担当
常務執行役員	岩田 静夫	取締役、商品企画統括部長
常務執行役員	山本 毅彦	取締役、生産事業部長兼九州工場長
常務執行役員	村中 正人	取締役、営業推進統括部長兼東日本営業推進部長兼市場開拓担当
常務執行役員	脇川 和則	取締役、業務企画統括部長
常務執行役員	田畑 勝志	取締役、東日本・関西・西日本・EM担当
上席執行役員	花井 直樹	東日本事業部長兼東京支店長
上席執行役員	楠本 良治	西日本事業部長
上席執行役員	松澤 慎治	関西事業部長
上席執行役員	野中 真也	経営企画統括部長兼経理部長

9. 執行役員に関する人事異動を2020年4月1日付にて行っており、その内容は次のとおりであります。

異動後の会社における地位	氏名	異動後の会社における担当
専務執行役員	能村 宏	代表取締役専務、全般統括兼営業担当
常務執行役員	岩田 静夫	取締役、技術・購買担当兼商品企画統括部長
常務執行役員	山本 毅彦	取締役、生産部門担当
常務執行役員	村中正人	取締役、営業推進兼市場開拓担当
常務執行役員	脇川 和則	取締役、業務企画担当
常務執行役員	田畑 勝志	取締役、営業部門担当
上席執行役員	花井 直樹	東日本事業部長兼東京ビル建支店長
上席執行役員	野中 真也	経営企画統括部長

(2)取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	員 数	報酬等の額
取 締 役 (うち社外取締役)	12 人 (3)	142,352 千円 (11,550)
監 査 役 (うち社外監査役)	6 人 (3)	33,085 千円 (7,200)
計	18 人	175,438 千円

(注) 上記員数には2019年6月20日開催の第64回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名および監査役2名(うち社外監査役1名)を含んでおります。

(3)社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役堀井昌弘氏は、さくら法律事務所の代表弁護士であり、岩谷産業株式会社の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

取締役マーチン・ハーマン氏は、当社の大株主でありますハーマン・ベタイリグングス(有)のマネージングディレクターであります。

取締役水野久美子氏は、水野会計事務所の所長であります。当社と当該事務所の間には特別な関係はありません。

監査役津田尚廣氏は、弁護士法人なにわ橋法律事務所の代表社員であり、株式会社PGSホームの社外監査役であります。弁護士法人なにわ橋法律事務所と当社は法律顧問契約を締結しております。

当社とその他の兼職先との間には特別な関係はありません。

監査役嶋田薫氏は、嶋田薫公認会計士税理士事務所の所長であります。当社と当該事務所の間には特別な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	取締役会（出席率）	監査役会（出席率）
取締役	堀 井 昌 弘	9回出席／9回開催（100%）	—
	マーチン・ハーマン	8回出席／9回開催（88.9%）	—
	水 野 久美子	8回出席／9回開催（88.9%）	—
監査役	津 田 尚 廣	9回出席／9回開催（100%）	10回出席／10回開催（100%）
	嶋 田 薫	6回出席／6回開催（100%）	6回出席／6回開催（100%）

- (注) 1. 各社外取締役は取締役会に出席し、それぞれの専門的見地から、議案・審議等につき必要な意見の表明を適宜行いました。
2. 各社外監査役は取締役会に出席し、それぞれの専門的見地から、公正な意見の表明を行いました。また、監査役会に出席し、監査の方法その他の監査役の職務執行に関する事項について、意見の表明を行いました。
3. 監査役嶋田薫氏の取締役会および監査役会への出席状況は、2019年6月20日の監査役就任以降の出席状況です。

③責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役、社外監査役として有用な人材を迎えることができるよう、現行定款において、社外取締役、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲内に限定できる契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、社外取締役、社外監査役と当社との間で、当該責任限定契約を締結しております。

当該定款に基づき、当社が社外取締役、社外監査役の全員と契約した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

・社外取締役との責任限定契約

「社外取締役は、本契約締結日以降社外取締役として職務をなすにつき、善意にしてかつ重大な過失なく会社に損害を与えた場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする。」

・社外監査役との責任限定契約

「社外監査役は、本契約締結日以降社外監査役として職務をなすにつき、善意にしてかつ重大な過失なく会社に損害を与えた場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする。」

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

栄監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 報酬等の額	31,500 千円
② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の額	31,500 千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区別しておりませんので、①の金額には、金融商品取引法の監査の報酬等の額を含めております。
2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況等について、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえて、検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

また、上記のほか、会計監査人の職務執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容及び運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1)取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及びグループ会社は、取締役、従業員を含めた行動規範として「TS役職員行動規範」を定めるとともに、役員を対象とした「役員規程」を定め、これらの遵守を図る。取締役会については「取締役会規則」を定め、その適切な運営を確保しつつ、必要に応じ随時開催して取締役間の意思疎通を図るとともに相互の業務執行を監督し、必要に応じ外部の専門家を起用し法令定款違反行為を未然に防止する。また、当社は監査役会設置会社であり、取締役の職務執行については監査役会の定める「監査役監査基準」に従い、各監査役の監査対象である。その他に、弁護士事務所等外部専門家に顧問を委嘱し経営機能の強化を図る。取締役が他の取締役の法令定款違反を発見した場合は直ちに監査役会及び取締役会に報告し、その是正を図る。後述する項番（５）の各条項は取締役の行為にも向けられており、その整備・確立も取締役の法令違反の抑制・防止に寄与するものである。

監査役は、取締役会をはじめとする社内の重要な会議に随時出席し、取締役の職務執行の監査を実施した。監査部門では、部門監査(工場含む)を実施した。また、内部通報窓口への対応を行うことで、違反行為の早期発見と再発防止に努めた。

(2)取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係わる情報については、「文書管理規程」に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持することとする。

各規程に従い、適切に情報を保存・管理を行った。

(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社及びグループ会社は会社経営を取り巻く各種リスク発生時の対応策として、「TSコンテンツエンジンプラン」を定め、リスクの低減に努めるものとする。
- ②当社は各種リスクへの管理部署として、業務の執行部門から独立した組織としてコンプライアンス統括部を設置する。コンプライアンス統括部には、リスク管理部、業務監査部、品質管理部を置き、各種リスクの検証、計量、対応指導を行う。
- ③コンプライアンス統括部は業務監査部が「内部監査規程」に基づいて内部監査を行う他、各部分がリスク管理に係わる規程を定め行動する。
- ④役員全員を中心として構成するリスク管理委員会を設置し、コンプライアンス統括部で把握した当社のリスクに関する事象への全社的対応の協議を行う。

コンプライアンス統括部を中心に、対処すべきリスクに関し各部門から情報を収集し、未然防止、早期解決、再発防止を図った。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社グループは、中期経営計画・年度計画を策定し、経営ビジョン・経営戦略を周知徹底するとともに、部署毎の目標設定により行動基準を明確化し、各業務執行ラインが目標達成のため活動することとする。また、計画の進捗状況についても定期的に検証を行う。
- ②当社及びグループ会社の取締役の職務の執行については、「組織規程」に職務分掌を明確化するとともに、「取締役会規則」、「稟議規程」等で権限を明確化し、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することとする。
社外取締役3名を含む10名の取締役よりなる取締役会は計9回開催され、社外監査役2名を含む監査役4名も参加した。

(5)使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社及びグループ会社のコンプライアンス体制を網羅するものとして「TS役職員行動規範」を定め、当社及びグループ会社のコンプライアンスに関する基本方針、概念、社内体制、内部通報体制、遵守事項を明確化する。
- ②当社は、コンプライアンス対応部署として、業務執行部門から独立した組織のコンプライアンス統括部にリスク管理部を置き、コンプライアンス問題への対応、教育啓蒙を行う。
- ③役員全員を中心として構成するコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス統括部で把握した当社のコンプライアンスに関する事象への全社的対応の方針協議を行う。
- ④内部監査部門として、業務執行部門から独立した組織のコンプライアンス統括部に業務監査部を置き、使用人の業務執行状況を監査する。
- ⑤監査役は当社の法令遵守体制及び内部通報体制の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。
コンプライアンス統括部を中心に、業務監査部が各部署(89箇所)の業務監査を行い、対処すべきリスクに関し情報を収集し、未然防止、早期解決、再発防止を図った。

(6)株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保する体制

- ①当社及びグループ会社の業務の適正を確保するため、「TS役職員行動規範」をグループ会社にも適用し、その役職員にも周知徹底するものとする。
- ②グループ会社は当社に準じて規程類を整備し、その役職員に徹底するものとする。
- ③グループ会社には「関係会社管理規程」に基づき、コンプライアンス統括部業務監査部による内部監査を実施し、その業務の適正が確保されているか検証するものとする。また、内部監査の報告を代表取締役にを行うものとする。
- ④同じく、コンプライアンス統括部各部により、各種リスクの検証、計量、対応指導を行う。
- ⑤監査役はグループ会社の業務の適正の確保に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。
コンプライアンス統括部を中心に、業務監査部が各部署(89箇所)の内部監査を実施し、業務内容の監査を行った。また、リスク管理委員会を5回開催し、対処すべきリスクに関し情報を収集し、未然防止、早期解決、再発防止を図った。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役の職務を補助すべき使用人を、当社は置かない。
- ② 但し、監査役から求めがあった場合は当社の使用人から若干名を任命するものとする。
- ③ 監査役補助者の任命・解任・人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得た上で取締役会において決定するものとし、取締役からの独立性を確保するものとする。
- ④ 監査役補助者は、業務の執行に係わる役職を兼務しないこととする。

(8) 監査役に報告するための体制その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社及びグループ会社の取締役及び使用人は、監査役会の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うこととする。
- ② 前項の報告・情報提供の主なものは、次のとおりとする。
 - イ. 当社の内部統制システム構築に係わる部門の活動状況。
 - ロ. 内部監査の活動状況。
 - ハ. 重要な会計方針、会計基準及びその変更。
 - ニ. 業績及び業績見込の発表内容、重要開示書類の内容。
 - ホ. 内部通報制度の運用及び通報の内容。
 - ヘ. 稟議書及び監査役から要求された会議議事録回付の義務付け。
- ③ 前2項の報告をした者が、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けないことを確保する体制を整備する。
- ④ 監査役がその職務の執行について生じた費用の請求をした場合には、監査の実効性を担保するべく適切に対応する。

取締役は、取締役会等の重要な会議において、各取締役が担当する業務執行状況を監査役に対し随時報告した。監査役は、監査役監査などで随時、使用人からのヒヤリング等を通じ必要な報告及び情報の収集を実施した。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、内部統制システムの構築を行う。
- ② 内部統制システムと金融商品取引法及びその他の関係法令等との適合性を確保するために、その仕組みを継続的に評価し必要な是正を行う。

コンプライアンス統括部において、業務監査部の監査を通じ、内部統制の評価を実施した。

(10)反社会的勢力排除に向けた体制

- ①社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
- ②反社会的勢力による不当要求事案等の発生時は、コンプライアンス統括部を対応総括部署とし、警察等関連機関とも連携して対応する。
取引先との契約時において反社会的勢力の排除条項の契約書の記載を確認し、外部関係機関等との情報交換を定期的に行った。

7 剰余金の配当等に関する方針

当社グループは、中長期的な企業価値の向上と安定的な経営基盤の確保に努めながら株主の皆様への利益還元とのバランスの最適化を経営の最重要課題のひとつとして位置付けております。

今後の飛躍のための設備投資や研究開発費に必要な内部留保を確保しつつ、財務状況やキャッシュ・フロー等を勘案しながら、株主の皆様へ利益還元を行ってまいります。

この方針に基づき、当期の剰余金の配当につきましては、2019年10月24日に当初1株当たり年間18円と修正しておりましたが、2020年4月23日に公表いたしましたとおり、10円増配し、1株当たり年間28円の配当を行います。

なお、2020年度につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大による影響を現時点において合理的に算定することが困難であることから、現時点では未定とさせていただきます。今後、通期業績予想の開示が可能となった段階で、配当の見通しについても併せて開示いたします。

8 その他会社の現況に関する重要な事項

(重要な訴訟事件等)

当社は、2010年6月、公正取引委員会より、シャッター等の販売及び受注に関し独占禁止法第3条に違反する行為があるとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けております。

この排除措置命令及び課徴金納付命令については、その内容において当社と解釈が異なり、承服できないところがありますので、2010年7月に公正取引委員会に審判手続開始を請求し、現在審判中であります。

本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産	の 部	負 債	の 部
流 動 資 産	10,602,771	流 動 負 債	7,886,503
現金及び預金	2,278,908	支払手形及び買掛金	4,075,983
受取手形及び売掛金	4,856,926	短期借入金	900,000
電子記録債権	1,137,147	1年内返済予定の	
仕掛品	1,023,488	長期借入金	821,000
原材料及び貯蔵品	945,247	リース債務	238,334
その他	367,284	未払金	574,802
貸倒引当金	△6,231	未払法人税等	226,097
固 定 資 産	6,745,704	賞与引当金	397,192
有形固定資産	5,532,425	工事損失引当金	65,171
建物及び構築物	1,448,942	その他	587,920
機械装置及び運搬具	70,313	固 定 負 債	2,697,426
工具、器具及び備品	72,148	長期借入金	2,132,840
土地	3,557,343	リース債務	471,245
リース資産	383,676	長期未払金	60,923
無形固定資産	301,243	退職給付に係る負債	32,417
電話加入権	24,097	負 債 合 計	10,583,929
ソフトウェア	12,748	純 資 産 の 部	
リース資産	261,852	株 主 資 本	6,913,666
その他	2,545	資 本 金	2,024,213
投資その他の資産	912,035	資 本 剰 余 金	186,000
投資有価証券	42,988	利 益 剰 余 金	4,750,580
退職給付に係る資産	420,505	自 己 株 式	△47,127
繰延税金資産	187,650	その他の包括利益累計額	△149,119
その他	264,704	その他有価証券評価差額金	5,690
貸倒引当金	△3,813	退職給付に係る調整累計額	△154,809
資 産 合 計	17,348,476	純 資 産 合 計	6,764,546
		負 債 純 資 産 合 計	17,348,476

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		22,505,784
売上原価		16,818,827
売上総利益		5,686,956
販売費及び一般管理費		4,410,191
営業利益		1,276,764
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,690	
保険配当金	13,121	
受取保険金	12,862	
保険解約返戻金	6,705	
その他	14,342	48,722
営業外費用		
支払利息	62,631	
シンジケートローン手数料	28,774	
その他	18,173	109,579
経常利益		1,215,907
特別利益		
受取補償金	30,000	30,000
税金等調整前当期純利益		1,245,907
法人税、住民税及び事業税	418,028	
法人税等調整額	39,786	457,814
当期純利益		788,093
親会社株主に帰属する当期純利益		788,093

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月11日

東洋シャッター株式会社
取締役会 御中

栄監査法人
大阪事務所

代表社員 業務執行社員 公認会計士 玉置浩一 ㊞
代表社員 業務執行社員 公認会計士 清水章夫 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東洋シャッター株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東洋シャッター株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産	の 部	負 債	の 部
流動資産	10,557,796	流動負債	7,874,588
現金及び預り金	2,233,166	支払手形	3,191,064
受取掛金	720,437	買掛金	894,714
電子記録債権	4,136,489	短期借入金	900,000
仕掛品	1,137,147	1年内返済予定の長期借入金	821,000
材料及び貯蔵品	1,024,378	リース債務	238,334
前払費用	945,247	未払金	238,334
短期貸付金	114,569	未払費用	573,982
未収入金	77	未払法人税等	151,954
その他の金	248,017	未払消費税等	226,006
貸倒引当金	4,496	未払消費税等	185,500
	△6,231	前受金	164,299
固定資産	6,894,656	預り金	67,766
有形固定資産	5,530,456	賞与引当金	385,466
建物	1,356,784	工事損失引当金	65,171
構築物	92,126	設備関係支払手形	9,327
機械装置	66,444	固定負債	2,665,008
車輜運搬具	1,933	長期借入金	2,132,840
工具、器具及び備品	1,933	リース債務	471,245
土地	72,148	長期未払金	60,923
リース資産	3,557,343	負債合計	10,539,597
	383,676	純資産の部	
無形固定資産	300,950	株主資本	6,907,165
電話加入権	23,804	資本金	2,024,213
ソフトウェア	12,748	資本剰余金	186,000
リース資産	261,852	資本準備金	186,000
その他の資産	2,545	利益剰余金	4,744,079
投資その他の資産	1,063,248	利益準備金	181,922
投資有価証券	42,988	その他利益剰余金	4,562,156
関係会社株	0	繰越利益剰余金	4,562,156
長期貸付金	2,602	自己株式	△47,127
破産更生債権等	3,811	評価・換算差額等	5,690
差入保証金	138,531	その他有価証券評価差額金	5,690
事業保険積立金	51,455	純資産合計	6,912,855
長期前払費用	68,280	負債純資産合計	17,452,452
前払年金費用	643,509		
繰延税金資産	115,858		
その他の金	22		
貸倒引当金	△3,813		
資産合計	17,452,452		

損 益 計 算 書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		22,505,784
売 上 原 価		16,840,001
売 上 総 利 益		5,665,782
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,375,404
営 業 利 益		1,290,377
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,687	
保 険 配 当 金	13,121	
受 取 保 険 金	12,862	
保 険 解 約 返 戻 金	6,705	
そ の 他	14,336	48,714
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	62,631	
シ ン ジ ケ ー ト ロ ー ン 手 数 料	28,774	
そ の 他	18,173	109,579
経 常 利 益		1,229,512
特 別 利 益		
受 取 補 償 金	30,000	30,000
税 引 前 当 期 純 利 益		1,259,512
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	417,845	
法 人 税 等 調 整 額	30,743	448,589
当 期 純 利 益		810,922

独立監査人の監査報告書

2020年5月11日

東洋シャッター株式会社
取締役会 御中

栄監査法人
大阪事務所

代表社員 公認会計士 玉置浩一 ㊞
業務執行社員
代表社員 公認会計士 清水章夫 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東洋シャッター株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第65期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)連結計算書類の監査結果

会計監査人栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月18日

東洋シャッター株式会社 監査役会

常勤監査役 南 山 芳 毅 ⑩

常勤監査役 林 修 一 ⑩

社外監査役 津 田 尚 廣 ⑩

社外監査役 嶋 田 薫 ⑩

以 上

株主総会会場のご案内

開催場所が昨年と異なりますので、お間違いのないようお願い申し上げます。

新型コロナウイルスの感染リスク軽減のため、本年は株主総会ご出席の株主様へのお土産の配付は、中止させていただきます。ご理解いただきますようお願い申し上げます。
体調不良と思われる株主様の入場をお断りする場合があります。



会場

大阪市中央区南船場二丁目12番22号
TKPガーデンシティ心斎橋南船場
2階「バンケット」

日時

2020年6月25日（木曜日）
午前10時

交通

地下鉄堺筋線または長堀鶴見緑地線「長堀橋」駅 下車北-5番出口方面
地下鉄御堂筋線「心斎橋」駅 下車1番出口方面

「クリスタ長堀」北-5出口よりすぐ

※駐車場はご用意いたしておりませんので、当日はお車でのご来場はご遠慮願います。